

# 社会保険庁所管の特別会計の概要

## 厚生保険特別会計

(根拠法令)

厚生保険特別会計法(昭和19年法律第10号)

厚生保険特別会計法施行令(昭和19年勅令第470号)

「健康保険法」(大11年法律第70号)及び「厚生年金保険法」(昭和29年法律第115号)に基づく被保険者等に対する療養給付、年金給付、その他の保険事業の経営並びに「児童手当法」(昭和46年法律第73号)に基づく児童手当に関する経理を行うため、「厚生保険特別会計法」に基づいて設置されており、健康勘定、年金勘定、児童手当勘定及び業務勘定に区分されている。

なお、「児童手当勘定」については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局で所管している。

### 健康勘定

政府の管掌する健康保険事業の保険収支(業務勘定に係るものを除く。)を経理しており、事業主から徴収する保険料及び国庫補助金を主な財源として、保険給付等を行っている。

### 年金勘定

厚生年金保険事業(厚生年金基金及び厚生年金基金連合会が行う事業を除く。)の保険収支(業務勘定に係るものを除く。)を経理しており、事業主等から徴収する保険料、国庫負担金及び利子収入を主な財源として、保険給付等を行っている。

### 業務勘定

健康保険事業、厚生年金保険事業及び児童手当拠出金徴収業務における業務取扱い並びに保健事業、福祉事業に係る収支を経理している。

## 船員保険特別会計

(根拠法令)

船員保険特別会計法(昭和22年法律第236号)

船員保険特別会計法施行令(昭和23年政令第13号)

「船員保険法」(昭和14年法律第73号)等に基づく被保険者等に対する療養給付、失業給付、年金給付など船員保険事業の実施に関する経理を行うため、「船員保険特別会計法」に基づいて設置されており、勘定区分はなく(項)によって区分されている。

## 国民年金特別会計

(根拠法令)

国民年金特別会計法(昭和36年法律第63号)

国民年金特別会計法施行令(昭36年政令第100号)

「国民年金法」(昭和34年法律第141号)に基づく国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な年金給付等を行う国民年金事業を經營するため、「国民年金特別会計法」に基づいて設置されており、昭和61年度の基礎年金制度創設に伴う基礎年金に関する經理を行う基礎年金勘定のほか、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定に区分されている。

### 基礎年金勘定

基礎年金事業の収支(業務勘定に係るものを除く。)を經理しており、基礎年金の給付に要する費用に充てるための国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金並びに年金保険者たる共済組合等からの拠出金を主な財源として基礎年金の給付等を行っている。

### 国民年金勘定

老齢福祉年金を除く国民年金事業の収支(業務勘定に係るものを除く。)を經理しており、保険料及び国庫負担金を主な財源として年金給付等を行っている。

### 福祉年金勘定

老齢福祉年金事業等の収支(業務勘定に係るものを除く。)を經理しており、国庫負担金を財源として老齢福祉年金等の給付を行っている。

### 業務勘定

基礎年金、拠出制国民年金及び福祉年金事業における業務取扱い、福祉事業に係る収支を經理している。